

PTA 会員の皆様へ

令和 4 年 10 月 7 日

もえぎ野小学校 PTA
代表 光宗 礼佳

令和 4 年度 もえぎ野小学校 PTA 臨時総会のご案内

日ごろより、PTA 活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

今年度も PTA 実行委員・常任委員共に子どもたちの学校生活をより良いものにするため活動しております。そこで令和 4 年度実行委員会において、臨時書面総会を開催することを決定しました。ご多用とは存じますが、以下に掲載している議案の内容をご一読いただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議題

- ・ 第 1 号議案 横浜市立もえぎ野小学校 PTA 規約改正
- ・ 第 2 号議案 横浜市立もえぎ野小学校 PTA 個人情報取扱規則改正

★総会の定員数は会員の 5 分の 1 で、議事は出席者の過半数で決定します（PTA 規約第 3 章 15 条）。
今回は書面総会のため全員出席とみなします。

★議案にご意見やご質問のある方、否認の方は 10 月 14 日（金）までに以下の PTA アドレスまでご連絡下さい。

★10 月 14 日（金）までにご連絡のない方は承認とみなします。

PTA アドレス

pta.moegino@gmail.com

返信締め切り：令和 4 年 10 月 14 日（金）

お子さまの学年・クラス・氏名、会員氏名を必ずご記入下さい。ない場合は無効となります。

頂いたご意見は個人が特定されないよう配慮した上で、後日会員の皆様にお知らせする可能性があります。

決議の結果は後日ご報告申し上げます。

今後とも PTA 活動における紙資源削減にご理解・ご協力をお願いします。

議題 第1号議案

【改正の目的】 情報社会の現代、規約を変更する必要性が生じた際に現行の3年改正制限があると適正にPTA活動を実施することができなくなる可能性がある。3年改正制限をなくすことで時代に合った健全で適正なPTA活動を行うため。

【改正の実施時期】 令和4年10月14日

【改正案】 横浜市立もえぎ野小学校 PTA 規約第5章の改正（第5章 規約及び細則）

現行	改正案（第41条及び第44条の削除）
<p>第5章規約及び細則</p> <p>第40条この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。</p> <p><u>第41条規約設定または改廃した項目は、次年度より3年間を試行期間とし、その間改廃できない。</u></p> <p>第42条この会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて実行委員会の議決を経て決定する。</p> <p>第43条実行委員会において細則を設定または改廃した項目は、その結果を次期総会において報告しなければならない。</p> <p><u>第44条細則設定または改廃した項目は、次年度より3年間を試行期間とし、その間改廃できない。</u></p>	<p>第5章 規約及び細則</p> <p>第40条この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。</p> <p>第41条この会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて実行委員会の議決を経て決定する。</p> <p>第42条実行委員会において細則を設定または改廃した項目は、その結果を次期総会において報告しなければならない。</p>

議題 第2号議案

【改正の目的】 現状、PTAが取り扱っている内容に沿った範囲となるよう見直しを行ったため。また、規約の範囲外で個人情報をPTAが取り扱う必要がある場合に都度当該会員に同意を得る運用とするため。

【改正の実施時期】 令和4年10月14日

【改正案】 横浜市立もえぎ野小学校 PTA 個人情報取扱規則第7条改正

現行	改正案（個人情報取得範囲の訂正）
<p>第7条（収集方法）個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開する。また、円滑なPTA活動をおこなうために以下の情報を取得する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）</u> <u>会員の子どもの氏名・クラス</u> <u>必要に応じ、会員や会員の子どもの写真</u> 	<p>第7条（収集方法）個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開する。また、円滑なPTA活動をおこなうために以下の情報を取得する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 会員・児童の氏名、クラス、その他必要とするもので同意を得た事項 必要に応じ、会員や児童の写真など